

令和6年度からの（営繕工事版）週休2日取組促進型工事について

1. 改正理由

令和6年4月から労働基準法による時間外労働の上限規制が建設業にも適用されることを踏まえ、原則すべての工事について「発注者指定方式」を選択することとするため、（営繕工事版）週休2日取組促進型工事実施要領を改定します。

2. 改定概要

- ・ 7（3）工事成績評定 の3段落目および4段落目の抹消

工事成績評定について、実施状況に応じた具体的な評価を抹消します。

- ・ 令和6年4月1日以降に入札公告するものから適用します。